

新型コロナウイルス感染症対策について

令和 3 年 6 月 2 日

地 方 六 団 体

我が国における新型コロナウイルスの感染状況は、「変異株」の猛威が全国各地に飛び火し、従来株からほぼ変異株に置き変わり、多くの地域で緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発動が相次ぎ、さらに、適用期間の延長が断続的に行われるなど、これまでにない厳しい状況となっている。もはや宣言対象地域はもとより、全国各地で医療体制がひっ迫するなど、深刻な状況に陥っている。

この感染を抑え込んでいくには、感染が全国に波及した「変異株」への対応策を早急に確立させ、感染防止対策を格段に強化することが急務である。地方団体においても、検査及び積極的疫学調査の徹底、医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進や住民への感染防止の呼び掛けに全力を挙げることであるが、国においても、インド株を含め、現在猛威を振るっている新型コロナウイルスに打ち勝つため、以下の対策を講じられたい。

□ 新型コロナウイルス感染症に関する取組

- ワクチン接種について、市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、接種の意義、安全性・有効性及び副反応も含め、国民が接種を受けるに当たって必要な情報を迅速かつわかりやすく周知・広報するとともに、市町村や医療機関等の接種現場に混乱が生じないよう、適切な情報提供を行うこと。また、高齢者への接種が7月末までに完了できるよう、配送日の確定日提示等より具体的な供給スケジュールや配分量等を可及的速やかに示すとともに、国として医療資源を最大限活用した人材確保、十分な情報提供及び財政支援を行うこと。さらに、64歳以下の接種対象者への接種について、円滑な実施が進められるよう、具体的な工程等を速やかに示すこと。
- 世界各国での変異株の確認等を踏まえ、変異株流行国・地域からの入国についてはより強い制限措置等を断行するとともに、その他の国・地域を対象とする水際対策についても強化すること。また、全国各地での「変異株」の急増、特に感染力の強いインド株の確認を踏まえ、新型コロナウイルス

ルス検体の全数調査を最終目標とし、N501Y 以外の変異株も対象としたスクリーニング検査や全ゲノム解析を各地域で実施できる体制を早急に構築すること。

- 積極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、地方自治体や保健所が感染ルート探知による感染封じ込めを図るとともに、大学や高齢者施設等も含め地域の実情に応じた大規模なPCR検査が実施できるよう、国として財政措置も含めて支援すること。
- 病床と宿泊療養施設のさらなる確保に向けて、医療従事者の一層の協力が得られるよう、国としても医療関係団体に対して働きかけを強力に行うとともに、医療従事者に対する処遇改善や業務負担軽減を通じた人材の確保、感染症専門施設の設置支援、後方支援病床に係る空床補償制度の創設、院内感染や一般医療の制限に伴い生ずる経営上の損失補償など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等への支援を行うこと。また、今後の新興・再興感染症にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の受入れに中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。また、公立・公的病院が新型コロナウイルス感染症対策に中核的な役割を果たしていることを踏まえ、地域医療構想に係る議論や医学部臨時定員のあり方の検討、臨床研修や専攻医の募集、医師の働き方改革等については、新型コロナ対策に支障が生じることのないよう、慎重な対応を図ること。併せて、企業や研究機関による国産ワクチン製造や特効薬の研究・実用化の支援を行うほか、治療方法の確立を実現すること。
- 全国の幅広い業種の事業者には深刻な影響が顕著となっていることから、地域によって支援の差が生じることのないよう、全国において持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げ、民間金融機関の無利子融資の申込み再開及び償還・据置期間の延長等、一時支援金及び月次支援金の支給対象の拡大や支給額の上限引上げ・売上げ要件の緩和等を行うこと。さらに、こうした厳しい経済情勢を踏ま

えて、情勢に即した補正予算の検討も含め、幅広い事業者の支援を行う強力な政策パッケージとして大胆な経済対策を実施すること。

- 雇用調整助成金の特例措置について、速やかな感染防止措置を実行するためにも、緊急事態宣言地域や重点措置区域以外も含め、全国において業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、女性の就業割合の高い非正規労働者の離職者が増加していることを踏まえ、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、基金を活用した「緊急雇用創出事業」など、雇用の受け皿を確保するための対策を講じること。また、一時的に事業活動が縮小し雇用が過剰となっている企業と、人手不足となっている企業との間の、在籍型出向制度を活用した雇用維持の促進に向け、公益財団法人産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化や、産業雇用安定助成金等の制度の周知広報、相談体制の充実を図ること。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の内外にかかわらず、地方団体が必要とする額を引き続き確保し、地方自治体が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう、さらなる柔軟な枠の見直し、弾力的な運用や期間延長、手続きの簡素化などを図ること。また、飲食の場における感染対策の強化のため、業種別ガイドラインに準拠して感染症対策を講じる飲食店を自治体が認証する取組や、当該認証の取得に向け飲食店が行うアクリル板の設置等に係る自治体の助成、高齢者等の入所施設従事者への集中検査、医療検査体制の充実などについて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる増額や即時対応特定経費交付金の交付要件緩和等を図ること。
- 令和3年度においても、臨時財政対策債をはじめとする地方債に対する公的資金の増額確保や特別減収対策債の延長が行われるなど地方団体の資金繰りへの対策が講じられているところであるが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響や地方税収の動向を注視し、想定を超える大幅な減収が生じた場合には、令和2年度措置も踏まえて、必要な対策を講じること。